

國第二十二回
參議院商工委員會會議錄第十一號

昭和三十年五月二十八日(土曜日)午前
十時四十七分開会

出版者は左の通り

長賀吉信

○ 計量法等の一部を改正する法律案
（内閣提出 衆議院送付）

本日の会議に付した案件

通商産業省重工業局車両課長 柳井孟士君

説明員

○自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉野信次君) それではこれより委員会を開会いたします。

○栗山良夫君 まず計量法等の一部を改正する法律案、これを議題とします。
何が御質疑ございませんか、この計量法等の一部を改正する法律案について。

して、計量行政についての基本的な考え方を伺っておきたいと思います。それはかつての度量衡法から発展をしま

れいがての度量衡法の発達をいたして、計量法が制定された当時に若干話題になつたことがあります。わが

この度量衡関係の基本法としてはすべてのものをこの計量法一本にまとめ

る、そういうお考まで進んでおられるのか、あるいはその他特別な便宜措置

として、他に同じような法律がたたいまあります。そういうものを将来も残していくというお考えで進まれるの

か、この辺の考え方を伺つておきます。
○政府委員（鈴木義雄君）　この点は先
の委員会でもお答え申し上げました
が、現在計量法と電気測定法が別個の
法律になつておる歴史がございまし
て、また内容等も立て方において違つ

それ以後の改正方について研究いたしておる次第でござりますが、できますれば、これについてもし可能であれば、これを統一的にする方向に持つて行きたい、こういうふうな考え方で研究いたしております。
○栗山寅夫君 この問題については、電気測定法の方の直接関係責任者であられる公益事業局長としてはどういうお考えでござりますか。

せんで、とにかく電気測定法の改正を考えるに十分練りまして、また一方におきましては計量法も根本的な改正を考えておられると思いますが、その両案ができるましめたあとで、法律的にこれあらうまいふうに進めた方が一番いいかという形

○政府委員(中島征帆君) できればそ
うしたい目標で進みます。

対する通商産業省内部の今までの研究の概要あるいはその問題点等については、この電気事業の現状という電力自由化書にパラグラフを設けて書かれており

ます。私も大体は承知しております。
承知しておりますが、この中には賛
成、反対——通産省のただいま考えて
おられる案というものを一つ想定され
て、その案に対する各方面から見た賛

成、反対の意見が中立的に大体述べられておるわけですね、で僕はこういう書き方で問題を提示せられておることについては一応賛意を表するのです。

が、非常に重要な問題が入っていると思ひます。従つてこれを提案せられて

結論を出される場合が多いまでの処理に当つてはどういうような機構でやつておられるか、その点を承わりたい。

○政府委員(中島征帆君) 現在の段階ではまだ公益事業局の担当のところで

やつておりますが、各試験所等の意見
が一応出ましたならば関係の部局と協

議いたしまして成案を得たい、それを最終的にまた一般の意見をどういうふうに聞くかということについてはまだ案はございませんが、できるだけ各方面の意見を聞いた上で、十分検討を加えた上でやりたいと思います。

○栗山良夫君 これは計量法をやりましたときに、法律案を作るためにそい
うことがあつたかどうかは知りません
が、少くともできてからはただいま審
議会をもつて各界の人が入つてこれを
審議しておるわけですね。ですから
この電気測定法の場合でも部内で専門
的な知識によって成案せられることは
けつこうだと思いますけれども、その
案についてやはり国内外各界の意見を十
分に聴取して織り込まれるということ
が私は必要だと思うのですが、そういう
工合に進められる意思があるかない
か。これは一つ大臣がきょうおいでに
ならないので政務次官からお答えを願
いたいと思います。

○政府委員(島村一郎君) これは御意
見の通りに運びたいと考えております。

○栗山良夫君 非常に簡単に答えて
具体的に内容がないので私も判断がで
きないのでですが、従来こういう法律案を
制定するときには、一応法律案に対する
特別の審議会ですか、そういうものが
構成されて法律案が立案されてきてお
るわけですね。従つて私はそういう特
別の機関を作つて審議に当られるかと
いうことをお聞きしているわけです。

○政府委員(島村一郎君) これはでき
るだけ念を入れまして、そうしてそぞ
いう機関を特別に設けてやることが當
然のことであらうと考えられます。

○栗山良夫君 横の個人的な意見から
いえばやはり計量行政の一本化という
意味では直接行政を担当される部局が
どういう工合になりましようとも私は
上げるような機構にされることは私は
それはあまりこだわる必要はないと思
う。一番精密にしかも機動的に計量行
政に対して百パーセント以上の効果を
上げる

一向にかまわないと思いませんが、しかし計量行政といらものは一本化されるということは一番望ましいという考え方を持つておる。特に計量行政の場合には標準化の問題とあわせて国内だけ非常に複雑な問題を持つておる問題でありますから、少くとも国内だけは一本化しておくということがむしろ望ましいという考え方を持つておる。私は、聞くところによりますと、最近ストックホルムで計量法とは直接の関係はありませんけれども、やはり機械部品等に対する標準化の国際会議が開かれることになりますから。それをだんだんチェックしてみると、結局基本になるのはメーター・システム、インチ・システムということが問題になり、おそらくそちら簡単には結論が出ないとと思います。こういうわけなんで、この前の委員会でアメリカとの関係を強くお聞きしたわけですが、支障はないとのお答え、しかし現実に支障がほんとうにないかといいますと、国内でアメリカから入ってきているいろいろな重機械、軽機械等は全部部品はインチを使つておる。ですから国内のメーカー・システムは大勢を支配しているけれども、関係する業者はインチ・システムの考え方でなければできないことになつておる。そこでそういう状態でありますから、アメリカとイギリスがインチ・システムを改めない限りにおいては日本の今の従属関係にある状態では一本にしてもやはります。非常に困った問題だと思いますが、少くとも国内動向においては全

量の問題については一本化して、電気測定の面においてもやはり国際的なシステムに合せてそろしてこの計量法の中に入れるということはそうむずかしいことではないと私は思います。従つてそういうことをやるにはなるべく広い視野に立つて意見を入れられて、専門的な知識の成果に対しても縱横からいろいろな意見が入つて、そろしてりつぱなものを作るとめられていくといふことが一番望ましいんじやないかという工合に考えます。ただいま政府当局の御答弁は私の希望と一致した見解を述べられたわけであります。私は了承しておりますが、今公益事業局長のお話によりますと、法案は遠い将来ではなくて、早い機会に成案の道に進まれるよう、従つて迅速に機構を一つお作りになつて、法案が出て参りましたときにはいろいろ複雑な問題が提起されないようにあらかじめ一つ準備をしていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

にしてお述べを願います。
別に御意見もないようですが、討論
は終局したものと認めて御異議ありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉野信次君) 御異議ないと
認めます。
それではこれより採決に入ります。
計量法等の一部を改正する法律案を
問題に供します。
本案を原案通り可決することに賛成
の方の挙手を願います。

〔總員挙手〕

○委員長(吉野信次君) 全会一致でござ
います。よつて本案は全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本院規則第二百四条による本会
議における委員長の口頭報告の内容、
第七十二条により議長に提出すべき報
告書の作成その他の事後手続につきま
しては慣例によりこれを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉野信次君) 御異議ないと
認めます。よつてさよう決定いたしま
した。

それから報告書には多数意見者の署
名を附すことになりますから、本案を可とされた方は順次御署名
願います。

多數意見者署名

古池 信三	山川 良一
三輪 貞治	上原 正吉
小野 義夫	深水 六郎
藤田 謙三	栗山 良夫
河野 一雄	小松 正雄

○委員長(吉野信次君) それでは次に自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。かねて委員から御要請の資料が本日お手元に配付になつておるようですが、これについて御質問がございましたらお願いいたします。

○河野謙三君 今、手元にいただいたばかりで詳細に検討するひまがないのですが、施行者の収入並びに運営費等の明細を見ますと、場所によつて非常に違うのですね。たとえば私の一番手元の例を申しますと、神奈川県におきまして、二ページのところですが、神奈川県主催の分と川崎市主催の分を見ますと、売上高はやや同じなんです。ところがこの開催者の経費によりますと、神奈川県の場合と川崎市の場合はここに一千万円の開きがあるわけです。こういふのは一体どういうわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 神奈川県の例を御指摘ございましたが、ほかにもいろいろございまして、地方のそれぞれの施行者の状況によってある程度差異ができるおる、こうわれわれは見ておるわけですが、しかしながら考え方としましてはあまり差異のあるようなどころはなるべくならば経費を切り詰めて、できるだけ節約してやっていただきといふうにしていくことが一番望ましい、こう考えるわけです。

○河野謙三君 大体大ざっぱに見ますと、売り上げと運営費というものは各地とも大体比例しておりまして、ところがここに今、一つ大きな食い違つた点を私は指摘したのであります。が、こりうのが一、三あると思うのです。が、こうしたことについては何かこの

裏にいろいろな、極端に言うと不正な事実がなければ、僕はこういう大きな問題は出て来ないとと思う。片つ方は二千四百万円の運営費がかかつて、片つ方は一千四百万円の運営費がかかる。しかも充り上げは同じである。

そういうことについて、でありますから、私はこの開通産省に、こういう運営費、純収入についての経理内容について通産省が検討されておるかどうか、こういふことを聞いたのですが、これは監督の責任は持つていないかも知れないけれども、少くともこれに対しても、經理内容について目を通すくらいのことは通産省しておるべきだと思うのですが。

○説明員(柳井孟士君) 開催経費が非常に大きくなっています。ところは借りてやつておるとこ

うというのが一番違つてくるわけであ

ります。持つておりますところは借り

ています。それからその次に大きく

違つて参ります事情といたしまして

は、記念競輪、記念行事的な競輪が年

に何回か行われております。たまたま

し御指摘のように他の事情はあまり変

らないのに開催経費にかなり開きがあ

るというふうなものござりますの

で、これらは詳細に調べましてなるべ

く開催経費を一様に切り詰めるように

指導いたしたいと思います。

○河野謙三君 そうしますと、今の川

崎の場合と、神奈川県の競輪、すなわち花月園の場合とここに一千万円の運営費に開きがあるということは、今までおっしゃいますように競輪場を

一方は借りておる、一方は自分で持つておる、そういうために出たところの一千円の差額である、こういうことをあなたは言ひ切れますか。

○説明員(柳井孟士君) この一千万円

びたりがそれになつてあるかどうか検討しませんと何でございますが、それがおもな原因をなしておると見ており

ます。

○河野謙三君 おもな原因といって、経理内容について目を通すくらいのことは通産省しておるべきだと思うのですが、これは監督の責任は持つていないかも知れないけれども、少くともこれに対しても、經理内容について目を通すくらいのことは通産省しておるべきだと思うのですが、これは監督の責任は持つていないかも知れないけれども、少くともこれに対しても、

一方は借りておる、一方は自分で持つておる、そういうために出たところの一千円の差額である、こういうことをあなたは言ひ切れますか。

○説明員(柳井孟士君) この一千万円

びたりがそれになつてあるかどうか検討しませんと何でございますが、それがおもな原因をなしておると見ており

ます。

○河野謙三君 おもな原因といって、

額にしてどのくらいですか、それは……。それはあとで、じゃ御説明い

ただけばよろしくります。時間

と赤字のところがある。金にして百万

にして二%か三%、ひどいのになる

だけ大きな大ばくちをやつて天下を

騒がして害羞を流して、しかも自治体

に入る収入といふのはパーセンテー

ト、こういう前提でわれわれは考えて

いる、臨時収入として寄与している

と、こういう前提でわれわれは考えて

いる、臨時収入として寄与している

うふうなところは当事者が考へました。それらに関連しましてこういうふうな問題も十分審議会でこれは検討さしていただきたいと、こう考えます。

○河野謙三君 他の方の質問もあるとおもざいますし、それからまあこの表を見ておきますとですね。言葉を重ねますが、運営費をかせぐために、競輪当事者の月給をかせぐために、飯の種をか

せぐために競輪をやつておるのであります。運営費をかせぐために、飯の種をか

いては今後十分監督して遺憾なきを期したいと思います。

○河野謙三君 この監督指導する具体的方法はどういうことでしょう。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまお話をございました通り開催費等につきまして同じようなものでございましたな

らば、両方十分これを比較検討いたしまして開催費等の切り詰めをかかる、

そういうのが大体の考え方であります。○河野謙三君 監督指導の法的根拠がないといかんと思うのですがございますか、それ現在……。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の点の指

導は行政指導によつて行いたい

と、こう考えます。

○河野謙三君 それは行政指導で十分

責任持つてできますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 十分やりた

上通産省は考へております。

○栗山良夫君 ただいまいたいこ

の收支決算状況書ですね、この車券売

額など、そういうものはわかつてお

りますか。この、たとえば北海道の場

合は七千二百四十五万八千七百円です

ね、これに對して百分の三、それから

施行者開催経費B、納入金C、施行者

純収入D、ところが、これだけでは一

〇〇%にならないのですけれどもね。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の点

は、実はちょっと間違やすいのでござ

りますが、車券の売上額七五%は払

い戻す方になつております。あと二

五%がここに書きましたの方の、振興会

の交付金、施行者開催経費、それから

納入金、施行者純収入、こういふう

に分れます。

○栗山良夫君 これで一五%にちよう

どなるわけですね。

○政府委員(鈴木義雄君) さように存

じます。

○栗山良夫君 わかりました。

○三輪貞治君 河野さんの質問に関連

しますが、二ページの、立川市の次の、

稲城村外四町村といらんですか、

これのごときは、施行者の純収入は赤

字になつておるにかかわらず、納入金

は百十二万円も正規のものを納めてお

る。これは一体どういうことですか。

競輪をやつて、その上に、町村の経費

の中から支出してまで納入金を納めて

いるというかつこうですね。どういう

指導をされておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは建前

が、競輪の開催ごとに開催した売上額

から納入するといらふにきまつてお

りますので、納入金は先に計算上出で

しまいます。そういう結果、残つたと

ころから開催費を差し引きまして、結

局、結果として赤字が出てしまつ、こ

ういうことあります。

○三輪貞治君 結局事実上の赤字で

しよう、施行者の……。結局事実上の

赤字なんでしょう、これは。

○政府委員(鈴木義雄君) 事実上の赤

字でござります。たたかく見ますと、

赤字なんでしょう、これは。

○政府委員(鈴木義雄君) 事実上の赤

字でござります。たたかく見ますと、

赤字なんでしょう、これは。

○政府委員(鈴木義雄君) 現在のとこ

ろこの点はわれわれの方では調査いた

○小松正雄君 私がこうすることをお

問い合わせますが、公共団体の出して

おる資金が、すでに今日では六十三力

所かの競輪場の、その資金が公共団体

に償却として戻つておるかどうか。一

応その施設の資金は回収されているか

といふことをお尋ねしたい。

○政府委員(鈴木義雄君) これは償却

といふふうな立場から見ますと、かり

に償却を十五年というふうに見て参り

ますと、競輪の設置されましたのが昭

和二十三、四年でござりますから、ま

だ半分程度しか償却されていないとい

うこととも言えるわけがありますが、逆

に、また売り上げの収益から見まして

も、大部分投下した資本は回収されて

いるというふうなことを言えるわけで

あります。しかしながら、それと申

しまして、だだいま申し上げましたよ

うに、償却という点から見ますと、こ

れを廃止する場合、補償の問題等はな

いかという点については疑問があるわ

けであります。

○小松正雄君 そういたしますと、た

めをする振興会といふものが責任を

持つてこれはやるべきであつて、仕事を

をしておる人たちは自分のもう給料

を立つてこれを申し上げるわけであ

る。できればその六十三力所かの区分

といふことをお尋ねします。

○政府委員(鈴木義雄君) 今後の問題

といつしましては、われわれとしまし

ては、やはり審議会において十分この

種の問題を根本制度のときに関連し

て研究して結論を出すべきである、こ

れにしましても、これはもう何百年も

続くものではありません。必ず時期的

には廃止されるだろうと、こういうこ

とを考えますときには、これらに従事し

ておる選手ですね。選手の方々の退職

金といふか、あるいは事故があつて不

幸となつたり、あるいはその場合

に、それらに支給する資金等は、この

振興会といふ方が、公共団体といふ

治團体の方か、どちらかで積立ててお

るかどうかといふことですがね。

○政府委員(鈴木義雄君) この競輪制

度の検討の結果、それが選手等にいか

ことか聞けば、大体全部済んでおる形

になる、収益では。それが償却の方に

回されておらずに、他の方面に回され

ておるため償却が全部できていな

い。こうしたことであると思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) この競輪制

度の検討の結果、それが選手等にいか

ことか聞けば、大体全部済んでおる形

になる、収益では。それが償却の方に

回されておらずに、他の方面に回され

て、あらゆるこういう競輪に似たよう

な賭博關係の車券、馬券、こういつた

ものを充てるところの競技をする日数と

それから、今、政府が、成立せられ

たなことを通達といふか、示唆といふ

ことをお願いしておきます。

○小松正雄君 重ねてその点について

要求しておきたいと思いますが、政府

は審議会にそれらのことと付託する

といふか、諮問機関である限り、そ

うことを必要性として今後審議をす

べて研究して結論を出すべきである、こ

れにしましては、なすべきだといふよ

うなことを通達といふか、示唆といふ

ことをお願いしておきます。

○小松正雄君 それから、今、政府が、成

立せられた

ことと申しますが、限定しようと

いふことと申しますが、載つておつた

新聞に載つておきましたですね、たと

えば、日曜であるとか、土曜であると

か、一週間に二日なら二日と、ということ

言いますが、限定しようと

いふことが載つておつた

たとえば、日曜であるとか、土曜であると

か、一週間に二日なら二日と、

いふことと申しますが、

限定しようと

いふことが載つておつた

たとえば、日曜であるとか、土曜であると

か、一週間に二日なら二日と、

いふことと申しますが、

限定しようと

いふことが載つておつた

たとえば、日曜であるとか、土曜であると

か、一週間に二日なら二日と、

いふことと申しますが、

開催といふことと申しますが、

ておりまして、大体その趣旨にのつとりまして、地方におきましては競輪は土曜、日曜を中心として、三日一四日という制度をこの五月から実施し、また密集地の東京あるいは名古屋、大阪というところにおきましては、土曜、日曜を中心として、四日ということを六月から採用するということです。まず第一歩を実施しております。政府としては、さらにこういふうな趣旨にかんがみて、十分善処したいと、こう考えております。

○委員長(吉野信次君)

ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○栗山良夫君

速記を始めて。

○委員長(吉野信次君)

速記を始めて。先ほどいたいた資料の中で一番おしまいについております。この開催経費支出明細書があります。この支出明細書の人物費、旅費、需要費、賞典費、雜費といふものを各競輪場の内訳を見ますと、比率がすいぶんでこぼこがありまして、こういうようないふな必要経費といふものはでこぼがなければできないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君)

実はこの表は取り急ぎましたため代表的なものをサンプルとしてお目にかけたわけですが、申しますと、競輪場所有施行者とそうでないものと三つに分けて出してありますほか、同じものでも売上額によつて、四千万円、あるいは六千万円、八千万円、二億五千万円といふように段階を分けて、それぞれ違ったものをごらんにかけたわけでございます。

○栗山良夫君

そういう心組みでやられていることはわかりますけれども、私が質問申し上げているのは、たとえ

ば需要費といふものがこういふ高い比率で必要なのかどうなのか、あるいは土曜、日曜を中心とした密接地の東京あるいは名古屋、大阪といふところにおきましては、土曜、日曜を中心として、四日ということを六月から採用するということで、まず第一歩を実施しております。政府としては、さらについふうな趣旨にかんがみて、十分善処したいと、こう考えております。

○委員長(吉野信次君)

ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○栗山良夫君

速記を始めて。

○委員長(吉野信次君)

速記を始めて。先ほどいたいた資料の中で一番おしまいについております。この開催経費支出明細書があります。この支出明細書の人物費、旅費、需要費、賞典費、雜費といふものを各競輪場の内訳を見ますと、比率がすいぶんでこぼこがありまして、こういうようないふな必要経費といふものはでこぼがなければできないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君)

御指摘のように、いろいろ内容をぐらんになるところにあります通り、いろいろな差異がございまして、われわれとしましてもできるだけ切り詰めるように、これは指導したないと考えております。現に需要費等につきましては、この切り詰め方については指導しております。

○栗山良夫君

その切り詰め方の指導といふのは何ですか。何かの基準が設けられてあつてその基準によって指導されているわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君)

たとえて申しますと、競輪場所有施行者とそうでないものと三つに分けて出してありますほか、同じものでも売上額によつて、四千万円、あるいは六千万円、八千万円といふように段階を分けて、それぞれ違ったものをごらんにかけたわけでございます。

○栗山良夫君

これは先ほど河野さんからも言わされました、やはりそういう消極的なことでなく、もつと積極

率で必要なのかどうなのか、あるいは

ば需要費といふものはこういふ高い比

率で必要なのかどうなのか、あるいは

土曜、日曜を中心とした密接地の東京あるいは名古屋、大阪といふところにおきましては、土曜、日曜を中心として、四日ということを六月から採用するということで、まず第一歩を実施しております。政府としては、さらについふうな趣旨にかんがみて、十分善処したいと、こう考えております。

○委員長(吉野信次君)

ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○栗山良夫君

速記を始めて。

いる問題もござります。それから大臣までいく問題もござります。大臣までいく問題は、最近の例で申し上げますと、競輪場新設の申請なんかがすいぶんございましたが、こういうものの取扱いは大臣まで持つて参ります。それから土曜、日曜開催の原則をきめました場合、こういうときも大臣まで実質上参りました。そのほかの事柄は、日常の事務は大体局長の決裁でござります。

○政府委員(鈴木義雄君) 法律問題は、競技法の十五条によりまして施行者から必要な報告を求めるることもできます。また検査をすることもできるます。たゞ検査をすることもできるわけでございます。ただこれに対しても四条で必要な命令ということを出せるかどうかは若干疑問がござります。しかしいざれにいたしましても報告をとり、十分調べて、そうして行政指導によって是正するということはわかれわれとしてやりたいと、こう考えておる次第であります。

しでもやわらげていき、あの振興会の非難を少
内部における自謙を強烈にしむけてい
かなければいけないという私は気持を
持つておるわけです。だからその点に
対するやはり法律的な強権発動という
とおかしいけれども、相当強い態度で
自肅を迫つてやつていかないと目的を
達しないんじやないかと思うんです
が、この点について政務次官はどうい
うふうにお考えになりますか。

○政府委員(島村一郎君) お答えいた
しますが、ただいまの御意見はまことに
ごもつともであると存じます。でき
るだけ行政指導の方で指導いたしまし
て、いよいよそれではまずいというこ
とになりましたら、そのときはやむを
得ないといふうに考えております。

○栗山眞夫君 それでは大体わからま
したから……。

先ほど小松君から御提案がありまし
たが、こういう問題についても当委員
会でさらに掘り下げる調査をしよう
と、こういう動議が出ておりまして、
いずれ委員長がこの動議について取り
なしをされると思いますが、その中で
ただいまの政府答弁の趣旨を体しなが
ら委員会としての検討をする、そうし
て目的の達成できるように努力してい
ただきたい、こういう立合に了承いた
して質問を終ります。

○委員長(吉野信次君) それではほか
に御発言がなければ、質問は一応これ
で尽きたものと見てよろしくうござい
ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉野信次君) それでは御異
議がないと認めまして、さよなら決定い
たします。

ちよつと速記をとめて下さい。
午前十一時四十八分速記中止

一、競輪、競馬、オート・レース、モーターボート・レース等一切の射こう的行為は現下の社会情勢にかんがみ速かに禁止もしくは制限せらるべきであり、特に競輪について政府は現行制度に検討を加えその改廃に關し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。

二、競輪施行者並に自転車振興会等の運営および経理の現状は遺憾の点少くないと認められるから、政府は速かに必要な措置を講じ、これが監督を強化し、競輪の健全な運営を図るよう善処しなければならない。

ということであります。この決議案につきましては委員長におきまして、私が討論を申し上げましたあと、委員会にお諮りをいただきたないと考るわけであります。決議案の趣旨並びに私の意見につきまして、以下若干申し述べさせていただきたいと存ります。

決議案の第一項に盛られました競輪その他の射幸行為を禁止あるいは制限をいたしたいということは、今日相当に頽廕しております社会情勢の一端がこれから起因されておるということが、社会問題として指摘をせられまして、大きく国民の世論を動かしておりることは、われわれがよく承知をいたしております。従いましてこの議論につきましては、何人といえども特定な利害關係に立つ立場の人以外には、反対をせられる方はなからうと私は考えます。従いましてそういう大きな国民の世論の前に立つて、国会は、その最高機關としての任務を

果しますために努力を払いますことは当然のことであろうと私は考えるのであります。

そこでその内容の問題であります
が、今日競輪の問題を扱いますといふ
と、すぐに非常に赤字で悩んでおりま
する地方公共団体の財源等の問題にこ
れが言及をせられまして、地方公共団
体の財源が乏しいが故に、競輪のあ
がりによつてこれを行わなければなら
ないといふ非常に強い結論が出て参り
まして、なかなか問題にならないので
あります。しかし本日政府当局から提
出をせられました資料等を見まして
、地方公共団体の財源に着手してお

地方公共団体の財源に寄り切つてお
りまする額というものは、地方公共団
体の全体の歳入からみまするならば、
そう大きな額であるとは言えないのに
あります。特に内容を調べてみます
といふと、一番赤字に悩んでおります
貧困県におきましては鐵輸等による財
政の寄与は非常に乏しいものがござい
まして、どちらかと申しますと富裕県
においてその利益を享受しておるとい
うような実情にありますから、従つて
地方財政の赤字克服の問題とは一応切
り離しても、この社会悪を改善しま
するための一つの重要な問題点であ
るといたしまするならば、これは違つ
た観点からやはり問題を進めて行つて
その解決をはかるべきであるといふ考
えを私は持つておるのであります。と
同時に、さらにこの法律案が二年の期
限を付せられておりまするが、私ども
は、二年の期限が参りましたときには
ぜひとも廃止をいたしたいといふ強い
意思を持つておるのであります。しか
し從来の経緯にかんがみまして、漫然
と二年を経過いたしますときには、と

うての廃止に至らないわけではありません。自動的にまた期限の延長といふことが行われるとみなければならぬのであります。そこで、この委員会におきましてこの法律案のよいよ結論を出すわけであります。このときに委員会の意思といたしまして、二年先にはこの法律を改めるものがあるいは廃止するものか、そういうことについてのはつきりした態度といふものを求めたいと思うのであります。しかしその態度は、二年の期限が迫りましたときに求めても、これは不可能なことであります。従つて政府当局に強く要望いたしまして、ただちに改廃するところの諸般の検討を開始せられて、そうして次の通常国会、三十一年度の通常国会の会期中にこの改廃に対するところの政府としていろいろな調査、研究の結果といふものを、国会で明らかにされまして、そうして国会においてその結論に基いて、国会がみずからとり得る態度といふものが表明できるようになさせられたいといふ意思でござります。

て指摘せざるを得ないのであります。と同時に、これが改善につきましては、政府は必要なる措置を加え、これに対しても善処せられたいという強い意を申し上げたいわけであります。この法律案をこの委員会で審議せらるべきである過程におきましても、たゞいまの競輪の運営のやり方が悪いからこれを健全化したいということがよく述べられました。しかし私は非常に極端な表現を試みて恐縮でござりますが、競輪そのものは少くともその持つておられる性格からいたしまして、これを健全化することはおそらく不可能である、もしこれを健全化いたして参りまして射幸行為から漸次スポーツ化への方に向へ持つて参りますならば、おそらく今日のような競輪に対する魅力といふものは失われまして、そして競輪が期待をいたしております車券の壹上高といふものは非常に減少してしまって、そろそろ所期の目的は達せられない、そういうものには非常によくなってしまうことになると思ふのであります。従つて徹底した健全化ということは行なわれないと思いますが、しかし今競輪を廃止しようとすると社会悪を少しでもためるために、相當強い態度をもつてやはり健全化を進めて行かなければならぬい。そして競輪というものについての射幸的な魅力といふものを国民からなくして行く、そういう努力を政府当局はとるべきであり、そして二年たちましたところになりますれば、もはや射幸心を持つて競輪場へ足を運ぶ國民ははとるべきである。こういう態勢にしていただくなことが一番スムーズに問題を解決する道ではなかろうかと考えるのであります。

車両の競技が、日本の自転車の産業的な育成のために設けられたことも、これ分なる配慮を行わるべきであると私は考えるわけであります。また、自転車の競技が、日本に於けるものではあります。従つて特に決議案において必要なる措置をとると申し上げましたことは、相当強い態度で監督官は、その監督に臨むための必要な措置をおとり願いたいということであります。もし、そのために法律の改正等の必要があるということでありますならば、われわれはそれに協力をいたしますことはやさかでないわけであります。従いまして、さように理解願いたいと思います。

て自転車産業の振興につきましては、政府は格段の別途の措置を講ぜられることが必要であろうと思うわけであります。

通産大臣がお見えになつておりますからお聞きをいただいておるわけであります。どうかただいま申し上げましたような決議案を提案をいたしまして、その提案の趣旨を申し述べたわけでありますから、政府の責任者として善処をせられるように強く要請をいたしておきたいと思います。

○委員長(吉野信次君) ほかに御発言もございませんければ、討論は終結したものと認めてよろしくやうございます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 全会一致と認めます。よつて栗山君提出の付帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、通商産業大臣から発言を認められましたから、これをお許しいたします。

○國務大臣(石橋湛山君) 自転車競技法に関する改正法律案につきましては、非常に御熱心なる御質疑をいただきまして、原案を衆議院修正の通り御可決下さいましたことを厚くお礼を申します。

〔付帯決議案提出〕

自転車競技等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、これを問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに御賛成の方の挙手をお願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 全会一致、可決確定することにいたしました。

なお慣例によりまして本会議の報告書、それから議長への報告書、その内容、それを委員長におまかせを願いたいと思います。

それから本案に御賛成の方の署名もよろしくお願いします。

多数意見者署名

古池 信三	山川 良一
三輪 貞治	上原 正吉
小野 義夫	深水 六郎